

家庭系ごみの分別区分及び収集方法

分別区分	収集品目	収集方法	収集回数
① 燃焼ごみ	台所ごみ・革製品・木製品等の 小さな燃えるごみ	無色透明又は無色半透明のごみ袋を使用 各戸収集を基本とする	週2回
		集合住宅：ごみ集積場所 戸建住宅：各戸収集が基本であるが、地域の 合意で自主的に共同のごみ集積場所をきめて いるところもある	
資源ごみ	② 新聞（チラシを含む）	ステーション収集	月2回
	③ 雑誌類（その他紙類を含む）	ステーション収集	
	④ 段ボール	ステーション収集	
	⑤ 古布類（古着を含む）	ステーション収集	
	⑥ かん	ステーション収集（専用コンテナ使用）	
	⑦ びん （割れたびんは小型複雑ごみ）	ステーション収集（専用コンテナ使用）	
	⑧ 飲料用紙パック	ステーション収集 空きかん・空きびん専 用コンテナの横	
⑨ 拠点回収(資源)	ペットボトル	公共施設65か所・協力店舗等50か所	随時
	家庭系廃食用油	公共施設14か所	随時
⑩ 大型複雑ごみ	タンス・ふとん等、小型複雑ごみ の大きさを超えるもので収集処理 できる物	各戸収集	（燃焼ごみに同じ） 月1回
⑪ 小型複雑ごみ	燃えない物及び燃える物と燃えない 物の混成品で、60cm未満の物	ステーション収集	（有害危険ごみコンテナの横） 月1回 （同日収集）
⑫ 有害危険ごみ	電池・蛍光灯・水銀体温計等の有 害な物質を含む物、刃物・簡易ガ スボンベ等の取り扱いに注意を要 する物	ステーション収集	（専用コンテナ使用）

- ・ 引越しに伴うごみについては、通常のごみ収集とは別に、申し込みにより収集（H24.10月から有料）
- ・ 犬猫その他小動物の死骸については、申し込みにより有料で収集（飼い主不明の場合は、無料で収集）